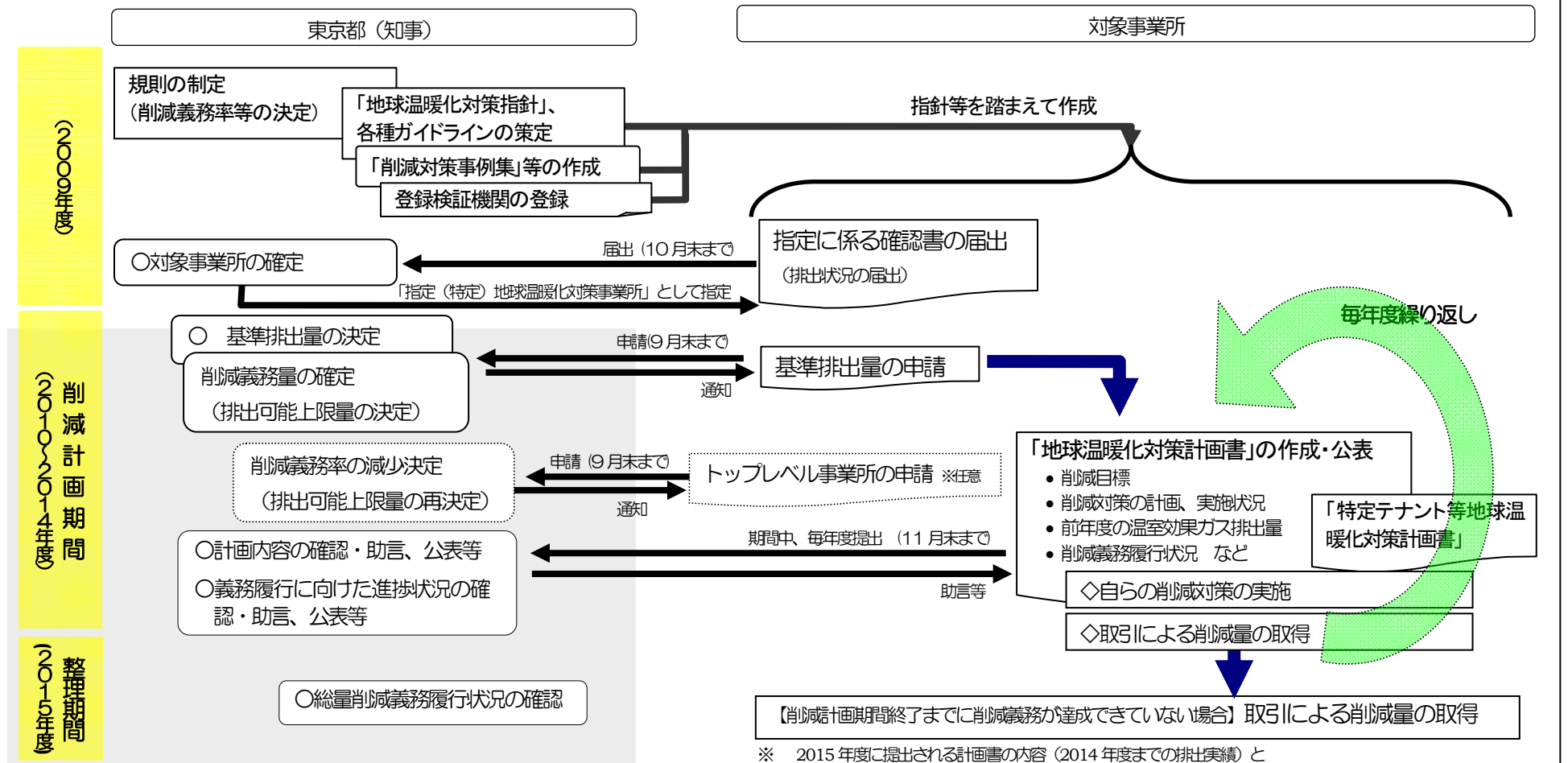


2 (2) 制度全体の流れ (概要) ※基本

第一計画期間：5年間 (2010～2014 年度)



※ 2015 年度に提出される計画書の内容 (2014 年度までの排出実績) と取引IIの記録 (2016 年 3 月末時点の削減量口座簿上の記録) より、最終的な義務履行の状況を確認します。

義務履行期限

削減義務未達成の場合

措置命令 義務不足量×1.3倍の削減

命令履行期限

命令違反の場合

違反事実の公表

知事が命令不足量を調達し、その費用を請求

罰金 (上限 50 万円)